

マレーシア会社法改正による企業再建手続の強化

金融・事業再生/倒産ニュースレター

2024年6月10日号

執筆者:

煎田 勇二
y.senda@nishimura.com藤 浩太郎
k.fuji@nishimura.com眞榮城 大介
d.maeshiro@nishimura.com江口 響子
k.eguchi@nishimura.com

1. はじめに

マレーシアでは、Companies (Amendment) Act 2024(以下「本改正法」といいます。)が、一部の条項を除き2024年4月1日に施行されています。本改正法は、マレーシア会社法(Companies Act 2016)に規定されているリストラクチャリング・企業再建手続の強化に焦点が当てられており、スキームオブアレンジメント(Scheme of Arrangement)、更生管財手続(Judicial Management)及び会社任意整理(Corporate Voluntary Arrangement)において手続の明確化や新制度が導入されています^{1 2 3}。今回の改正は、シンガポールにおける2017年・2020年の倒産法改正や、2020年に行われた英国倒産法改正を参考にした部分も多く⁴、また債務者フレンドリーな改正が多いという点では、近年の国際的な倒産法制改正の潮流にも沿うものとなります。本稿では、マレーシア法改正による企業再建手続の変更点のうち実務的に重要なポイントについてご紹介します。

2. 保全命令制度の改正

保全命令(restraining order)は、窮境にある企業に対して開始された訴訟や法的手続を一時的に停止する制

¹ なお、本改正法においては、企業再建手続に関する改正以外に、実質的所有者の開示及び報告等を強化する内容も含んでいます(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業「[Asian Legal Update 2024年第1四半期\(1-3\)](#)」のマレーシアに関する項目(執筆者：ワンメイ・リオン=ライアン・ヘン、和文監修者：眞榮城大介)もご参照下さい。)

² マレーシアの企業倒産手続の概要については、煎田勇二=眞榮城大介=藤浩太郎=ワンメイ・リオン=ワイキン・レオ「[マレーシアにおける企業倒産手続の概要及び債権回収上の留意点](#)」をご参照下さい。

³ スキームオブアレンジメント及び会社任意整理については、倒産前手続(Pre-Insolvency Proceeding：倒産状態に至る前の時点であるが、裁判所が関与する手続)と捉える考え方もあり得ますが、本稿では便宜上、倒産手続・企業再建手続の1つとして整理しています。

⁴ マレーシアと類似する法制度を有するシンガポール及び英国における倒産法制の概要及び近似の改正の内容については、以下のニュースレターもご参照下さい。

菅野百合=原田伸彦=桜田雄紀「[国際倒産\(3\)–シンガポールにおける企業再生関連法制の改正と日本企業による手続利用可能性–](#)」事業再生ニュースレター2017年6月号

桜田雄紀「[シンガポールの統合倒産法の成立](#)」アジアニュースレター2018年11月号

煎田勇二「[英国及びシンガポール倒産法改正が海外ファイナンス実務へ与える影響\(後編\)](#)」金融ニュースレター2020年8月18日号

煎田勇二「[ファイナンスの観点から見た英国倒産法改正](#)」ヨーロッパニュースレター2020年9月29日号

度であり⁵、当該企業がその資産や労力を再建プロセスに集中させるために不可欠な手段である一方、真つ当な再建スキームの提案がないまま徒に債権者の権利行使が制限されることは、制度の濫用に繋がるおそれがあります。そこで、本改正法では、特にスキームオブアレンジメントにおける保全命令をより実効的でバランスの取れたものとすべく、以下の改正が行われています。

第一に、スキームオブアレンジメントにおいて保全命令を申請すると、当該申請と同時に2ヶ月間(又は裁判所の審問期日まで)の保全命令(自動モラトリアム)が発動することになりました(368条1A)。これにより、すでに自動モラトリアムが整備されていた更生管財手続及び会社任意整理に続いて、スキームオブアレンジメントにおいても、窮境にある企業の財産散逸を迅速かつ効果的に防ぐことが可能となります。裁判所はその後、3ヶ月間の保全命令を認めるかを決定し、一定の要件を満たせば最大9ヶ月まで延長することができます。

第二に、繰り返し保全命令が出されることを防ぐための制限が新たに導入され、裁判所は、過去12ヶ月以内に保全命令が出されている債務者に対し、更なる保全命令を出せなくなりました(368条3B)。

第三に、保全命令の対象が拡大されました。本改正法は、債務者の保証人となっていた関連会社に対し保全命令の適用を認めた判例を成文化し、裁判所が、特に債務者の関連会社がスキームオブアレンジメントにおいて必要かつ不可欠な役割を果たしていると判断した場合には、関連会社(債務者の子会社、持株会社及び最終持株会社)にも保全命令の適用を拡大することができるようになりました(368条A(3))。

3. クロスクラス・クラムダウンの導入

スキームオブアレンジメントでは、債権者はその権利(例えば担保債権者、無担保債権者など)に基づいて異なるクラスに分けられ、スキームが成立するためには、全てのクラスにおいて、それぞれ賛成多数による承認を得る必要があります。これに対し、クロスクラス・クラムダウンは、1つ以上のクラスがスキームを承認した場合には、反対するクラス・債権者との関係で一定のセーフガードが設けられることを条件に、反対債権者を当該スキームに拘束することを裁判所が認可する仕組みです。もともと、クロスクラス・クラムダウンは、米国の連邦倒産法第11章1129条(b)に規定された制度でしたが、それを2017年にシンガポールがスキームオブアレンジメントに導入し(Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018第70条)、また2020年に英国で新設されたリストラクチャリングプラン(Part 26A Restructuring Plan)の手続でも利用可能となりました(Companies Act 2006第901条G)。

今回のマレーシアのスキームオブアレンジメントに導入されたクロスクラス・クラムダウンでは、スキームを承認したクラスが1つ以上存在することのほか、①債権者(クラスを問わない)の75%以上(債権額ベース)が出席してスキームへの賛成票を投じていること⁶、②裁判所が、当該スキームが各クラスの債権者を不当に差別するものでなく、反対クラスの債権者にとって公正かつ衡平であると認めることが必要となります(368条D(3))。また、本改正法は、スキームが反対債権者クラスにとって公正かつ衡平であるかどうかを判断する

⁵ 保全命令(restraining order)はモラトリアム命令(moratorium order)とも呼称されます。

⁶ シンガポールにおけるスキームオブアレンジメントでは債権者全体の債権額の75%以上及び頭数の過半数がスキームに賛成していることが必要となりますが、マレーシアでは頭数要件は必要となりません。

際に考慮される要素が示されています(368条D(4))⁷。

4. プレパック・スキームオブアレンジメントの導入

シンガポール倒産法で導入されているプレパック・スキームオブアレンジメントが、今回の改正によってマレーシアでも利用可能となりました。スキームオブアレンジメントでは、通常、裁判所が招集する債権者集会において所定の債権者の承認を得たうえで、裁判所からスキーム認可を得てスキームが成立しますが、プレパック・スキームオブアレンジメントでは、裁判所が、仮に債権者集会が招集されていれば提案されたスキームが承認されたであろうことを認めた場合には、債権者集会の開催なく直接スキーム認可の申請をすることが可能となります(369条C)。これによって窮境に陥った企業は、事前の交渉で主要債権者と再建スキームを合意しておくことによって、実際に債権者集会で債権者に議決権を行使させることに係る手間や時間を省くことが可能となり、また裁判所の関与も最小限とすることができます。

5. スーパー・プライオリティ・レスキュー・ファイナンスの規定

本改正法は、スキームオブアレンジメント及び更生管財手続における、スーパー・プライオリティ・レスキュー・ファイナンスの規定も設けています(368条B、415条A)。スーパー・プライオリティ・レスキュー・ファイナンスは、窮境に陥った企業に救済融資を行おうとする金融機関等(レスキュー・ファイナンス)に対し、他の既存債権者よりも有利な優先権や担保を付与することを可能にする制度となります。本改正法により、裁判所は、①救済融資から生じる債権について優先順位(清算費用の次順位であり、租税債権等の優先債権よりも上位)の付与、②債務者の無担保資産への担保設定、又は③(既存の担保権者の利益が適切に保護されることを条件に)既存担保と同順位又はそれを上回る順位の担保の設定を命じることができ、これによって、金融機関等が窮境に陥った企業に対し、より積極的に救済融資を行えるようになることが期待されています。

なお、本改正法によって、これまで紹介した保全命令、クロスクラス・クラムダウン、プレパック・スキームオブアレンジメント、スーパー・プライオリティ・レスキュー・ファイナンスをスキームオブアレンジメントで利用する場合には、裁判所による独立した倒産実務家(insolvency practitioner)の選任が必須となり(367条(3))、そのプロセスの監督強化が図られています。

6. 倒産解除条項の制限

契約の一方当事者に倒産関連事象が発生した際に、他方当事者に解除権を付与する規定を倒産解除条項(ipsa facto clause)といいます。商取引契約には広くこの条項が設けられていますが、マレーシアにおいてはこれまで倒産解除条項の効力を制限する法律がなく、倒産手続を通じて事業を再建しようとする企業の足枷となっていました。

本改正法では、シンガポールに倣って、倒産解除条項の効力を制限する規定が設けられました。もっと

⁷ 反対クラスの債権者がスキームに基づき受け取る金額が、当該スキームが成立しなかった場合に最も可能性が高いと裁判所が推定するシナリオで受け取る金額を下回ることがないことのほか、反対クラスが担保債権者の場合には債権の保全の範囲が実質的に変わらないことや、反対クラスが無担保債権者の場合には、反対クラスの債権者に劣後する債権者又は株主が、その劣後する債権や持分を理由として財産を受領又は保持しないことなどが規定されています。

も、シンガポール倒産法が、一定の例外を除いて契約の一方当事者の支払不能又は倒産手続の開始のみを理由として、他方当事者が契約を解除もしくは修正し、又は支払いの前倒しを請求することを制限しているのに対し、本改正法では、必要不可欠な商品やサービスの供給契約に限り、倒産手続の対象となったことを理由とする解除権の行使及びその他の権利変更を禁止するにとどまり(430条A(1))、ややマイルドな規定となっています。

なお、債権回収の観点からは、取引先がマレーシアでの倒産手続に入った際には、自らの契約が「必要不可欠な商品やサービスの供給契約」に該当するかを確認し⁸、倒産解除条項に基づく権利行使の可否を確認する必要があります。また、本改正法では、倒産解除条項に基づく権利を行使しようとするサプライヤーに対し、権利行使の少なくとも30日前までに、倒産解除条項に基づく権利を留保する旨を書面で債務者に通知することを義務づけています(430条A(2))。したがって、自らの契約が「必要不可欠な商品やサービスの供給契約」に該当しない場合でも、倒産解除条項に依拠して自動的に又は即時に解除権を行使できるとは限らず、一定の手続が必要となり得る点に留意が必要となります。

7. 更生管財手続及び会社任意整理の利用制限の撤廃

改正前のマレーシア会社法には、2007年資本市場サービス法(Capital Markets and Services Act 2007)の適用を受ける会社は更生管財手続を申請できないという規定が設けられており、これに基づき、上場会社は更生管財手続を利用できないと解釈されてきました。本改正法は、この制限を撤廃し、一定の例外を除いて上場会社も更生管財手続を申請することが可能となりました(403条)。

会社任意整理についても、これまで上場会社による申請が制限されており、さらにその財産又は事業のいずれかに担保権(charge)を設定している会社も申請できないとされていましたが、本改正によりこれらの制限も撤廃されました(395条)。

今後は、更生管財手続及び会社任意整理へのアクセスが拡大されることにより、窮境に陥った企業(特に上場企業)が個別の状況に応じてより使い勝手の良い企業再建手続を選択することが可能となります。

8. おわりに

今回の改正は、スキームオブアレンジメントを中心に企業再建手続をより明確かつ合理的なものとし、窮境にある会社と債権者双方の権利と利益のバランスを図ろうとしたものとなります。それぞれの制度は、すでに米国、英国及びシンガポールで運用されている制度が基礎となっていますので、各法域でのプラクティ

⁸ 必要不可欠な商品やサービスのリストは別表9Aで定められており、水道、電気、ガスの供給、POS端末、コンピュータ・ソフトウェアおよびハードウェア、情報技術の使用に関連する情報、助言及び技術支援、データの保存および処理、ウェブホスティングの提供が含まれます。

スも参照しつつ、今後マレーシアでの実例の集積が注目されます⁹。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

⁹ なお、本改正法のポイントについて日本の倒産法制と比較すると、上記 3 のクロスクラス・クラムダウンについては、更生手続において類似の制度が存在しますが(会社更生法 200 条)、再生手続においては存在しません。また、日本におけるいわゆる DIP ファイナンスについては、一般的に共益債権として取り扱われ一定の優先性が付与されますが、上記 5 のスーパー・プライオリティ・レスキュー・ファイナンスのように租税債権を上回る優先順位の付与を可能としたり、既存担保に優先する担保権を認めることを可能とするような制度は存在しません。さらに、上記 6 の倒産解除条項は、その効力を制限する判例(最判昭和 57 年 3 月 30 日民集 36 巻 3 号 484 頁、最判平成 20 年 12 月 16 日民集 62 巻 10 号 2561 頁)は存在しますが、成文法は存在せず、その判例の射程について議論があり得るところです(近時の担保法制の見直しの議論においても、所有権留保契約等における倒産解除特約が無効であることについて明文の規定を設けるかどうかやその範囲等が論点となっているとの理解です。)。本改正法を含む国際的な倒産法制の改正の動きが、日本へ与える影響も今後注視する必要があります。